

事 務 連 絡

令和 5 年 1 2 月 1 日

住宅宿泊管理業者 各位

九州地方整備局建設部建設産業課

### 住宅宿泊管理業者による標識の掲示に関する取扱について

令和 3 年 11 月に、デジタル化の急速な進展が世界にもたらす根本的な構造変化、発展可能性の拡大を踏まえ、デジタル改革、規制改革、行政改革に係る横断的課題を一体的に検討し実行することにより、国や地方の制度・システム等の構造変革を早急に進め、個人や事業者が新たな付加価値を創出しやすい社会とすることを目的として、デジタル臨時行政調査会（会長：内閣総理大臣。以下「調査会」という。）が設置されました。

今般、第 4 回調査会（令和 4 年 6 月 3 日開催）において策定した「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン（※）」に基づき見直し・点検を行う中で、住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 39 条については、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表（令和 4 年 12 月 21 日第 6 回調査会）（※）」において、「書面掲示規制」に該当するアナログ行為を求める場合があると解される条項に当たるものとして盛り込まれたところです。

これを踏まえ、法第 39 条の規定に基づき住宅宿泊管理業者がその営業所又は事務所（以下「営業所等」という。）ごとに掲げる標識については、下記の通り取り扱うこととしましたので、お知らせいたします。

### 記

法第 39 条の規定に基づく標識の掲示は、ウェブサイトを作成している場合は、営業所等における掲示に加え、当該ウェブサイト上での掲示を推奨します。

ウェブサイト上での掲示に当たっては、国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則（平成 29 年国土交通省令第 65 号）第 10 号様式において定められている標識と同様の内容（「登録番号」「登録年月日」「登録の有効期間」「商号、名称又は氏名」「主たる営業所または事務所の所在地」として）してください。

なお、当該ウェブサイト上で掲示したことをもって、法第 39 条の規定に基づく掲示の義務が果たされるものではないことについてご留意ください。

※「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」の掲載 URL

<https://www.digital.go.jp/councils/administrative-research>

以上